

平成28年8月9日

第75回 神戸市個人情報保護審議会

給与計算システムの構築について

(こども家庭局)



神こここ第 1893 号
平成 28 年 8 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

給与計算システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関して」)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

給与計算システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

【電子計算機処理する個人情報】

氏名
性別
生年月日
住所
制度個人番号
電話番号
メールアドレス
口座情報
職種
管理番号
就業場所
勤務経路
勤務日
指導件数
勤務時間
賃金・報酬額

給与計算システムの構築について

1 趣旨

乳幼児健診の出務者及び新生児訪問指導員へ、エクセル（マクロ）を活用して賃金・報酬の計算及び支払調書の作成を行っている。しかし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、制度個人番号の収集が必要となった。また、制度個人番号関係事務実施者は、制度個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の制度個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされていることもあり、強固なセキュリティが必要である。そのため、外部のネットワークには繋げず、アクセスログ取得機能等を備えたパッケージソフトをベースに、給与計算システムを構築する。

2 概要

給与計算システムを構築し、以下の勤怠管理、給与計算業務を行う。

- ① 賃金・報酬支払い対象者のリスト作成と管理（制度個人番号を含む）
- ② 雇用通知書・委嘱状等の作成
- ③ 出勤簿の作成
- ④ 勤務実績の入力・管理
- ⑤ 支払調書の作成・銀行提出データの作成
- ⑥ 源泉徴収票等の作成

3 処理件数

対象者数	約 1, 200人
データ処理件数	約16, 500件

4 効果

- (1) 乳幼児健診の出務者及び新生児訪問指導員へ賃金・報酬の支払い事務において、システム構築により効率性、正確性の向上を図ることができる。
- (2) 外部のネットワークと接続しないことで、ネットワーク経由での情報漏洩を防止できる。

5 実施計画

～平成28年9月	給与計算システム開発
平成28年9月～10月	テスト
平成28年11月～	運用開始

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- (ア) 端末機の操作にあたっては、静脈認証と ID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- (イ) サーバ兼クライアント端末、クライアント端末、プリンタで構成される専用回線でシステムを構築し、外部等からの不正アクセス及び、コンピュータウィルスからの感染を防止する。
- (ウ) 業務管理用データベースとは別に、個人番号専用のデータベースを構築する。個人番号は暗号化して保持する。
- (エ) ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にウィルス定義の更新を行う。

(2) 運用上の保護

- (ア) 端末は施錠したこども家庭局内サーバ室に保管し、入退室は関係者のみに限定するとともに入退室状況を記録する。
- (イ) 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- (ウ) 保存年限を経過したデータは速やかに消去する。
- (エ) 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- (オ) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

